

平成30年4月17日

保護者の皆様

鳥取県立鳥取東高等学校
校長 尾室 真郷

部活動休養日等の設定について

春暖の候、保護者の皆様にはますますご健勝のことと存じます。

日頃より、本校教育にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。さて、先日スポーツ庁において「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が策定されたことを踏まえ、本県教育委員会から標記のことに関して下記のとおり通知がありました。

本校においても、今年度からこの通知の趣旨を踏まえた上で、部活動を実施していくこととしています。今後とも一層計画的な部活動の運営に努めてまいりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

- 1 県立高等学校における部活動では、原則として、土曜日または日曜日（以下「週末」という。）のいずれかを含む週1日以上部活動休養日を設定すること。（週末に大会参加等で活動した場合は、部活動休養日を他の日に振り替えること。）
- 2 長期休業中の部活動休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行うこと。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設定するよう努めること。
- 3 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休養日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うよう努めること。
- 4 この方針は、運動部及び文化部に適用する。